

学術会議の独立性を脅かす政府の「有識者懇談会」に反対し、 真に「開かれた協議の場」の設置を求める

日本学術会議の候補者6名の任命拒否が続く中で、政府は2023年4月17日に、学術会議会員選考について、5名の選考諮問委員会をつくり、「学術会議会長はその意見を尊重して会員候補者を選ぶ」という内容を含む検討中の「日本学術会議法改正法律案」を示した。学術会議の根本的変質を目的としたこの改正方針に対して日本学術会議は一丸となってそれに反対し、多くの学会・研究者も反対を表明した。これにより、政府は法案の撤回を余儀なくされている。

7月16日に開催された日本学術会議第188回総会では、新会員候補者を承認した。菅元首相により任命拒否された6名は、任期が3年後の9月であるため、新会員候補には含めず、今後も任命を求め続けていくとした。政府の任命拒否により日本学術会議法が定める会員定数の欠員状態は、さらに3年続くことになる。

政府は学術会議法改正方針を撤回したあと、「日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会」を提起し、6月15日の日本学術会議幹事会でその説明を行った。それによれば、有識者懇談会の目的は、日本学術会議に求められる機能及びそれにふさわしい組織形態の在り方を独立法人化も含めて検討するとされ、会議は非公開、庶務は内閣府大臣官房総合政策推進室が行い、運営に関する事項等は座長が定める、というもので、4月の日本学術会議総会が全員一致で採択した勧告「日本学術会議のあり方を含め、さらに日本の学術体制全般にわたる包括的・抜本的な見直しを行うための開かれた協議の場を設ける」が求める協議の場とはまったく異なる。

学術会議の一貫した姿勢と世論の声によって、政府が日本学術会議法改正方針を撤回したことは大きな成果であり、政府には学術会議と対話の道を探っていくことが求められている。しかし、政府の人選による10名程度の非公開の有識者懇談会で、学術会議は外から参加し発言はできるとしても決定には口出しできず、協議内容には学術会議法人化の検討も入っている、ということでは「開かれた協議の場」とは言えない。

今後、政府が「日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会」の人選を経て、年度内に学術会議を独立法人化するという結論に至れば、来年にも法制化を行なう可能性がある。学術会議のあり方、学術のあり方、そして学問の自由を、このような政府の「有識者懇談会」に委ねてはならない。2023年4月に日本学術会議が全員一致で採択した上述の勧告に従い、真に「開かれた協議の場」の設置を政府に求める。

2023年8月20日

第77回地学団体研究会総会（ちちぶ）